

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法務・法人局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

規 則	ページ
○児童福祉法施行細則の一部を改正する規則……………（障がい者保健福祉課）	41
告 示	
○危険薬物の指定……………（医務薬務課）	42
○土地改良区の定款の変更の認可……………（農業施設管理課）	42
○道営土地改良事業変更計画の決定……………（農業施設管理課）	42
○知事権限に係る保安林の指定の予定……………（治山課）	42
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課）	43
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更……………（治山課）	43
○森林法による通知に代える公示……………（治山課）	44
○土砂災害警戒区域の指定……………（維持管理防災課）	44
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………（維持管理防災課）	44
総合振興局告示及び振興局告示	
○特定調達契約に係る入札の公告……………	45
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	46
道札幌道税事務所告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	47
道立衛生研究所告示	
○特定調達契約に係る資格に関する公示……………	47
○特定調達契約に係る入札の公告……………	48

規 則

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第72号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和32年北海道規則第128号）の一部を次のように改正する。

別記第7号様式中

生 年 月 日	年 月 日
---------	-------

生 年 月 日	年 月 日
性 別	男 ・ 女

に、

保 護 者 との続柄	
---------------	--

を

保 護 者 との続柄		性別	男 ・ 女
---------------	--	----	-------

に改め、同様式減免に係る事項の次に次のよ

うに加える。

世帯の状況等に係る事項

障害児入所支援利用に係る利用者負担額減額・免除の決定にあたって、申請者（利用者）及びその者と住民票を同じくする世帯員全員について、北海道知事が以下の情報を個人番号を用いて照会し、かつ、閲覧して、その情報に基づいて所得区分等を認定することに同意します。

- （1）生活保護の受給状況、市町村民税に関する状況等
- （2）特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当及び経過的福祉手当の受給状況等

以上の内容について、次の世帯員全員の承諾を得ています。

申請先 北海道知事

申請者同意欄

印

○世帯の状況等について

住民票上の世帯に属する世帯員について、下の欄に記入してください。

フリガナ氏名	性別	生 年 月 日	続柄	個 人 番 号
		年 月 日		
		年 月 日		

いて次の図に示す部分に限る。）、212、216から220まで、
1246、248の1、249、250、254、255

2 指 定 の 目 的 水源^{かん}の涵養

3 指 定 施 業 要 件

(1) 立 木 の 伐 採 の 方 法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振総合振興局産業振興部林務課及び白老町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第715号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成29年12月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 指定施業要件変更予定保安林 有珠郡壮瞥町（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件

(1) 立 木 の 伐 採 の 方 法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振総合振興局産業振興部林務課及び壮瞥町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第716号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成29年12月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 指定施業要件の変更に係る保 函館市（次の図に示す部分に限る。）

安林の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件

ア 立 木 の 伐 採 の 方 法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更に係る保 函館市・二海郡八雲町（以上1市1町について次の
安林の所在場所 図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

(3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件

ア 立 木 の 伐 採 の 方 法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件の変更に係る保 山越郡長万部町（次の図に示す部分に限る。）
安林の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 風害の防備

(3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件

ア 立 木 の 伐 採 の 方 法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

4(1) 指定施業要件の変更に係る保 二海郡八雲町・山越郡長万部町（以上2町について
安林の所在場所 次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 潮害の防備

(3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

5(1) 指定施業要件の変更に係る保 函館市（次の図に示す部分に限る。）
安林の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 魚つき
(3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島総合振興局産業振興部林務課並びに函館市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第717号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を芦別市役所の掲示場に掲示した。

平成29年12月19日
北海道知事 高 橋 はるみ

1 通知の内容 平成29年北海道告示第672号
2 所在が不明な者 福島 広司、竹越 祐亘

北海道告示第718号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成29年12月19日
北海道知事 高 橋 はるみ

1 土砂災害警戒区域の箇所番号
竹田の沢川（Ⅱ－22－0750）

2 土砂災害警戒区域の表示
上磯郡木古内町字木古内（次の図のとおり）
3 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
（「次の図」は省略し、その図面を渡島総合振興局函館建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第719号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成29年12月19日
北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
佐藤裏の沢川（Ⅱ－22－0650）
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
上磯郡木古内町字大川、字建川（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
水谷裏の沢川（Ⅱ－22－0640）
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
上磯郡木古内町字建川（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
配水池沢川（Ⅱ－22－0730）
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
上磯郡木古内町字中野（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 木古内中野 1 (Ⅱ-2-142-925) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 上磯郡木古内町字中野 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 木古内中野 2 (Ⅱ-2-143-926) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 上磯郡木古内町字中野 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり	木古内中野 5 (Ⅱ-2-146-929) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 上磯郡木古内町字中野 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 9(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 木古内中野 6 (Ⅱ-2-147-930) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 上磯郡木古内町字中野 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり (「次の図」は省略し、その図面を渡島総合振興局函館建設管理部に備え置いて縦覧に供する。)
6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 木古内中野 3 (Ⅱ-2-144-927) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 上磯郡木古内町字中野 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 7(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 木古内中野 4 (Ⅱ-2-145-928) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 上磯郡木古内町字中野 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 8(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号	総合振興局告示及び振興局告示 北海道渡島総合振興局告示第151号 次のとおり一般競争入札 (以下「入札」という。)を実施する。 なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成7年政令第372号) の適用を受ける。 平成29年12月19日 北海道渡島総合振興局長 小田原 輝 和 1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称及び数量 パーソナルコンピュータの購入 1台 (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。 (3) 納入期日 平成30年3月15日 (木) (4) 納入場所 入札説明書による。 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成27年北海道告示第726号又は平成29年北海道告示第18号に規定する物品の購入の資格を有すること。

- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (5) 当該調達をする物品等に関し、仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成29年12月19日（火）から平成30年1月12日（金）まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、平成29年12月29日、平成30年1月2日及び同月3日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号
北海道渡島総合振興局函館建設管理部建設行政室建設行政課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道渡島総合振興局函館建設管理部建設行政室建設行政課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島合同庁舎3階入札室（送付による場合は、郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島総合振興局函館建設管理部建設行政室建設行政課）

- (2) 入札日時 平成30年1月30日（火）午後3時（送付による場合は、同月29日（月）までに必着）

- (3) 開札場所 (1)に同じ。

- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 4に同じ。

- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道渡島総合振興局のホームページ（<http://www.oshima.pref.hokkaido.lg.jp/index.htm>）においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道渡島総合振興局函館建設管理部建設行政室建設行政課
(2) 所在地 郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号
(3) 電話番号 0138-47-9608

11 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured : Personal Computer 1

B Bid tendering date and time : 3:00 P.M., January 30, 2018

(If mailed, bids must arrive no later than January 29, 2018)

C Contact : Constructional Administration Division, Office of Constructional Administration, Hakodate Department of Public Works Management, Oshima General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Mihara 4-chome 6-16, Hakodate, Hokkaido 041-8558 Japan
Phone : 0138-47-9608

北海道後志総合振興局告示第4号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成29年12月19日

北海道後志総合振興局長 勝 木 雅 嗣

1 落札に係る特定役務の名称及び数量 道道泊共和線交付金（国富1号トンネル）工事 L=1,446m W=8.0m 2 落札を決定した日 平成29年10月10日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 岩田地崎・吉本・佐々木特定建設工事共同企業体 (2) 住 所 札幌市中央区北2条東17丁目2番地 4 落札金額 3,084,156,000円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成29年6月23日付け北海道後志総合振興局告示第2号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道後志総合振興局小樽建設管理部建設行政室入札契約課 (2) 所在地 小樽市奥沢1丁目21番1号	平成29年12月4日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 株式会社HBA (2) 住 所 札幌市中央区北4条西7丁目1番地8 4 落札金額 (1) 申告書用紙等封入封緘業務 29円 (2) 郵送申告書等収受業務 47円 (3) 申告情報入力業務（書面） 83円 (4) 申告情報入力業務（電子） 63円 (5) 口座情報入力業務 44円 (6) 届出情報入力業務 121円 (7) 申告書等編纂業務 43円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成29年9月26日付け北海道札幌道税事務所告示第5号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道札幌道税事務所税務管理部課税第一課 (2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目
道 札 幌 道 税 事 務 所 告 示	
北海道札幌道税事務所告示第6号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成29年12月19日 北海道札幌道税事務所長 後 藤 規 之 1 落札に係る特定役務の名称（1件当たりの単価）及び数量 (1) 落札に係る特定役務の名称 法人道民税、法人事業税及び地方法人特別税申告情報入力等業務 (2) 入力予定数量 ア 申告書用紙等封入封緘業務 482,424件 イ 郵送申告書等収受業務 330,372件 ウ 申告情報入力業務（書面） 230,229件 エ 申告情報入力業務（電子） 314,673件 オ 口座情報入力業務 49,242件 カ 届出情報入力業務 91,437件 キ 申告書等編纂業務 260,085件 2 落札を決定した日	<div data-cs="2" data-kind="parent">道 立 衛 生 研 究 所 告 示</div> <div data-kind="ghost"></div> <div>北海道立衛生研究所告示第36号</div> <div>地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。 なお、この資格に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。 平成29年12月19日 北海道立衛生研所長 貞 本 晃 一</div> <div>1 資格及び調達をする物品等の種類 平成29年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第2号に規定する物品等の種類は、(3)に定めるものとする。 (1) 契 約 平成29年12月19日に一般競争入札の公告を行う北海道立衛生</div>

研究所ほか電力需給契約

- (2) 資 格 北海道立衛生研究所外電力需給契約に関する資格（以下「資格」という。）

- (3) 物 品 等 の 種 類 電力

2 資 格 要 件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(9)までによるほか、次による。

- (1) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者であること。
- (2) 1の(1)に定める契約の開始日から送電をすることが可能である者
- (3) 資格審査の申請をする日の直前1年間に、高圧（6000ボルト以上）電力で、1件の契約電力が500kW以上の電力供給実績があること。
- (4) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第34条第4項の規定による納付すべき金額を納付していない旨の公表をされたことがない電気事業者（同法第2条第1項に規定する電気事業者をいう。）

3 資 格 要 件 の 特 例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会で、かつ、経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するときは、2の(3)に掲げる資格要件にあっては、当該組合の組合員が締結した契約を含む。

4 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

- (1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、平成29年12月19日（火）から平成30年1月18日（木）まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、平成29年12月29日、平成30年1月2日及び同月3日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。
- (2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。
なお、北海道立衛生研究所のホームページ（<http://www.iph.pref.hokkaido.jp/nyusatsu/nyusatsu.html>）においてダウンロードすることができる。
- (3) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

- 5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失
平成16年北海道告示第447号の3の(1)のア、イ、ウ及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(2)

による。

6 資格に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道立衛生研究所企画総務部総務グループ
- (2) 所 在 地 郵便番号 060-0819 札幌市北区北19条西12丁目
- (3) 電 話 番 号 011-747-2709

北海道立衛生研究所告示第37号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成29年12月19日

北海道立衛生研究所長 貞 本 晃 一

1 入 札 に 付 す る 事 項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア 調達をする物品等の名称 北海道立衛生研究所ほか電力需給契約
高圧電力（一般）

(ア) 基本料金 契約電力1kW当たりの単価

(イ) 電力量料金 使用電力量1kWh当たりの単価

イ 数 量

(ア) 予定契約電力 730kW

(イ) 予定使用電力量 3,488,300kWh

- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

- (3) 契 約 期 間 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

- (4) 納 入 場 所

北海道立衛生研究所

北海道原子力環境センター札幌分室

地方独立行政法人北海道立総合研究機構工業試験場

地方独立行政法人北海道立総合研究機構環境科学研究センター

地方独立行政法人北海道立総合研究機構地質研究所

2 入札に参加する者に必要な資格

平成29年北海道立衛生研究所告示第36号に規定する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道立衛生研究所企画総務部総務グループ

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 札幌市北区北19条西12丁目 北海道立衛生研究所管理棟2階

会議室（送付による場合は、郵便番号 060－0819札幌市北区北19条西12丁目北海道立衛生研究所企画総務部総務グループ）	a Contract type : High voltage power (standard)
(2) 入札日時 平成30年1月30日（火）午前10時（送付による場合は、同月29日（月）午後5時までに必着）	(a) A basic charge per kW, The estimated electricity contract : 730 kW
(3) 開札場所 (1)に同じ。	(b) A unit price per kWh, The estimated electricity for the contract period : 3,488,300 kWh
(4) 開札日時 (2)に同じ。	B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., January 30, 2018 (If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00P.M., January 29, 2018)
5 入札保証金 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。	C Contact : Department of Planning and Administrative, Hokkaido institute of Public Health, kita 19-jo Nishi 12-chome, kita-ku, Sapporo 060-0819 Japan Phone : 011-747-2709
6 入札説明書の交付に関する事項	
(1) 交付場所 3に同じ。	
(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。なお、北海道立衛生研究所のホームページ（ http://www.iph.pref.hokkaido.jp/nyusatsu/nyusatsu.html ）においてダウンロードすることができる。	
7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否 落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。 全ての入札金額（銭単位の単価）が北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札総価額（各入札金額（銭単位の単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額）が最低である者を落札者とする。	正 誤 ○平成29年11月21日（第2936号） 北海道教育庁石狩教育局告示第125号（特定調達契約に係る資格に関する公示）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。
8 落札者と契約の締結を行わない場合 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。	ページ 欄 行 21 左 10 誤) 第14条第4項 正 以下「再エネ特措法」という。) 第34条第4項及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成28年法律第59号）による改正前の再エネ特措法第14条第4項
9 その他 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。	
(1) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い 入札書に記載する額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等を含めた価格（銭単位の単価）を記載すること。	
(2) 契約に関する事務を担当する組織 ア 名 称 北海道立衛生研究所企画総務部総務グループ イ 所 在 地 郵便番号 060－0819 札幌市北区北19条西12丁目 ウ 電 話 番 号 011－747－2709	
10 Summary A Nature and quantity of the products to be procured : Electricity to be used in Hokkaido institute of Public Health	